監査の結果に基づく措置について

地方自治法第199条第14項の規定により、千歳市長から令和2年度財政援助団体監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和3年5月20日

千歳市監査委員 千 葉 英 二

千歳市監査委員 五十嵐 桂 一

課	指摘事項	講じた措置
総務部財政課	今回の財政援助団体監査だけでなく、	補助金等の事務手続に係る監査委
	定期監査や出資団体監査においても、	員からの意見について(令和3年
	補助金等交付事務に関する指摘(担当	4月1日付財政課長通知)によ
	者に口頭で指導した軽易な事項を含	り、補助金等の予算執行に際して
	む。)が依然として後を絶たない状況	は、市民説明や情報開示ができる
	にある。これらは、交付申請や実績報	よう規則、要綱、要領を制定し、
	告における関係書類の確認不足や、補	補助の目的、補助対象経費等の明
	助金等交付事務の基本的な事項に関す	確化を図ることはもとより、申請
	る職員の理解不足が原因であると考え	書の受付や内容等の審査・交付決
	られることから、事務処理手続の周知	定など事務手続においても適正に
	徹底や職員研修はもちろんのこと、各	行う必要があることから、各補助
	補助金等の交付要綱の整備や全庁的な	金等の交付要綱を十分に確認し、
	ルールの見直しも視野に、可能な限り	必要に応じて要綱等の整備や見直
	実効性の高い取組みを継続的に実施す	しを行うとともに、事務処理手続
	ることにより、適正で透明性の高い補	の周知徹底等、事務手続の適正な
	助金等交付事務の執行に努められた	執行に努めるよう全庁的に周知・
	い。(監査結果に付した意見)	啓発した。

(担当:総務部財政課)